

適用期間と利用時間

- 1 1日1回、2時間以内で10回を限度（多胎児については、産後12か月までで20回を限度）。
- 2 月曜から金曜の午前9時から午後5時まで（12月29日～1月3日除く）。

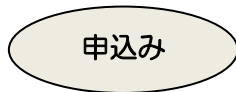
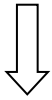
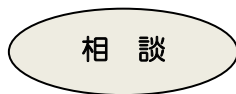
利用料金

- 1 1時間500円とする。（ただし、利用時間が1時間に満たない場合も1時間の利用の扱いとなります）
- 2 前日17時までのキャンセルは、キャンセル料はかかりませんが、それ以降はキャンセル料を1000円いただきます。

<申込みから利用まで>



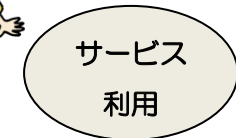
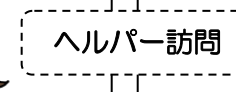
利用者



子育て支援課



事業所



1 エンゼルヘルパー派遣事業に関する情報の提供・相談

サービスや利用内容について、不明な点がある人、利用について相談したい人は、子育て支援課（65-1242）に連絡をします。

2 エンゼルヘルパー派遣利用申請書の提出

ヘルパーの派遣を希望する人は、子育て支援課へ申請をしてください。申請書は、子育て支援課にあります。（市のホームページからもダウンロードできます）申請時には、母子健康手帳が必要です。

3 エンゼルヘルパー派遣決定通知書

市では提出された申請書をもとに、事業実施の可否、派遣元を決定し、申請された人へ「エンゼルヘルパー派遣決定通知書」を郵送します。派遣元の事業所は、申請された希望を優先しますが、派遣状況等によりご希望に添えない場合もあります。

4 サービスの日程調整

「エンゼルヘルパー派遣決定通知書」を受けた人へ、派遣元事業所から連絡を入れます。そこで、サービス内容の確認やサービスを受ける日程、時間などの調整を行います。

5 サービスの利用

決められた時間や内容の範囲内でサービスを受けることができます。利用料は、エンゼルヘルパー派遣を受けた当日に、直接ヘルパーに利用料を支払ってください。

*その他、事前に申請はしていないけど、当日急にヘルパーの派遣が必要になった場合は、子育て支援課にご連絡ください。事業所との連絡調整をします。（事業所の都合により、お受けできないこともあります。）



お問合せ： 新居浜市子育て支援課

(0897) 65-1242

